口頭審理実務ガイド

平成２７年１０月

令和３年１０月改訂

令和５年１月改訂

特許庁 審判部

小　　目　　次

第１章　はじめに..... 2
　Ⅰ．口頭審理の目的..... 3
　Ⅱ．口頭審理の法的位置づけ..... 5
第２章　口頭審理の内容・進め方..... 8
　Ⅰ．口頭審理の内容..... 8
　Ⅱ．口頭審理を行う必要のない事件..... 11
　Ⅲ．出頭者..... 12
　Ⅳ．口頭審理の準備..... 15
　Ⅴ．口頭審理の進行..... 24
　Ⅵ．オンラインによる口頭審理が行われる場合の留意事項..... 30
　Ⅶ．口頭審理の実体部分の進め方の例..... 33
　Ⅷ．事例集..... 35
　　１．特許無効審判における審尋の事例..... 35
　　２．商標不使用取消審判における審尋の事例..... 41
　　３．調書の記載例..... 43
様式（記載例）..... 47
　［様式１］　期日請書..... 47
　［様式２］　口頭審理期日呼出状..... 48
　［様式３］　審理事項通知書..... 49
　［様式４］　省令要件等の事前確認記録の例..... 50
　［様式５］　口頭審理陳述要領書　［請求人・申立人用］..... 52
　［様式６］　口頭審理陳述要領書　［被請求人・権利者用］..... 53
　［様式７］　口頭審理陳述要領書　［拒絶査定不服審判請求人用］..... 54
　［様式８］　委任状　［口頭審理出頭者用（請求人側）］..... 55
　［様式９］　委任状　［口頭審理出頭者用（被請求人側）］..... 55
　［様式１０］　口頭審理調書（オンライン出頭者なし）..... 56
　［様式１１］　口頭審理調書（オンライン出頭者あり）..... 57
口頭審理の関係法令（抜粋）..... 58

第１章　はじめに

１．審判の審理の方式については、書面審理によるほか、口頭審理によるとされており、特に無効審判、取消審判については、口頭審理が原則とされています。
　口頭審理は、書面では十分に言い尽くせない当事者、参加人、代理人等（以下「当事者等」という。）の主張を、審判長の審尋によって引き出すことにより、合議体が争点を正確に把握することに役立つものであり、また、当事者等の説明を受けることで、技術内容などの正確な把握にも役立つものです。

２．特許庁の審判は、民事訴訟と異なり、職権主義に基づく審理ができることから、口頭審理において積極的な審理指揮が可能で、事件に応じた様々な工夫をすることにより最適な事件の解決に導くこともできるものです。

３．令和３年特許法等改正に伴い、令和３年１０月からは、審判長の判断により、「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法」（以下「オンライン」という。）によって、当事者等が、審判廷に出頭することなく口頭審理の期日における手続を行うこと（以下「オンライン出頭」という。）が可能となりました。

４．口頭審理については、審判便覧の「３３　口頭審理」に説明されています。この「口頭審理実務ガイド」は、口頭審理について利用者により分かりやすく解説したものであり、令和３年１０月以降のオンラインによる口頭審理にも対応しています。特許に関する口頭審理（特に無効審判）について主に解説していますが、実用新案、意匠及び商標に関する口頭審理も準じます。「口頭審理実務ガイド」で触れられていない事項等は、審判便覧の記載が優先します。また、「口頭審理実務ガイド」の関連箇所に審判便覧への参照を付してありますので、適宜ご参照ください。

Ⅰ．口頭審理の目的

審判便覧33-00の1.

口頭審理は、書面のみの審理では十分ではない、争点の的確な把握や技術水準等に対する十分な認識を当事者等と口頭でやりとりすることによって補い、充実した審理を行うことを目的として行われます。

口頭審理は、書面のみの審理では十分に言い尽くせない当事者の主張を、審判長の審尋によって引き出すことにより、合議体が争点を正確に把握することに役立つものであり、また、当事者の説明を受けることで技術内容や技術水準等に対する十分な認識を得ることにより充実した審理を行うことを目的として行われます。

また、当事者等にとっては、書面では十分にしつくせなかった主張を口頭で正確に行えますので、十分な主張が担保されることとなります。

そして、口頭での主張が十分にできることから、２回目の答弁書や弁駁書等の提出をする必要がなくなり、結果的には、書面審理よりも早く審理されるという一面もあります。

さらに、積極的な審理指揮が行われることにより、必要な争点についてのみ主張すればよいので、負担が軽くなる面もあります。

このような目的から、口頭審理は、通常以下のように行われます。

１．争点整理、争点の的確な把握

審決や審決の予告（審決の予告は特許のみ。以下、まとめて「審決」と記載。）をするためには、合議体は争点を的確に把握し、これに対して判断を下さなければなりません。審決をする際に合議体にとって曖昧な点や不明な点がないように、口頭審理において争点の整理が行われます。審判は職権主義で進行されますので、当事者等が直接主張していない視点からの審尋が行われることもあります。

また、合議体と当事者等との間で争点に対する認識を共有するよう、審理が進められます。

２．技術水準等の理解

適切に審理するためには、対象となる特許、意匠、商標分野における技術水準、取引実態等の理解は不可欠です。口頭審理の期日には、両当事者等において発明者等の技術者が出頭することがありますので、当該技術水準、取引実態等について積極的な説明が求められることがあります。

３．口頭審理における職権による指揮

審判長は、被請求人が無効理由の不備に対する主張をしていないときでも、必

要に応じて、審判請求人の主張する無効理由の不備を指摘し、更なる主張・立証を促すことがあります。

　また、被請求人から的確な答弁が行われていないときにも、審判長は、無効理由に対する反論の不備を指摘し、主張・立証を促すことがあります。

以上のように、口頭審理は、審判長の審理指揮のもと、争点整理、合議体の技術水準等についての的確な理解のための質問、当事者等への適切な主張・立証の指示等を中心に行われますので、口頭審理に臨むにあたり、これに答えることができるように十分に準備をすることが必要です。

Ⅱ．口頭審理の法的位置づけ

特許庁における口頭審理は、合議体が口頭によって審尋し、争点を整理し、当事者等の適切な主張立証を促すことに意義があります。 特許庁に提出された書類は、口頭審理の期日に陳述しなくても、全て審判において有効に陳述されたものとなります。

無効審判（延長登録無効審判）、商標登録取消審判については、審理の方式を口頭審理によることとし、書面審理によることもできると規定しています（特§145①、商§56①→特§145①）。上記以外の審判、商標登録異議の申立て及び判定については、書面審理によりますが、口頭審理によることもできます。

１．民事訴訟における口頭弁論との違い

審判便覧33-00の2.

口頭審理に類するものとして、民事訴訟における口頭弁論があります。

民事訴訟における口頭弁論は、法律の規定に従い一定の手続のもとに行われる口頭審理をいいますが、判決手続においては、必ず口頭弁論を開かなければならない旨を規定（必要的口頭弁論）しており、口頭弁論での主張を法的に有効とするためには口頭による陳述が必要とされています（口頭主義）。

これに対して、特許庁における審理は口頭によることも書面によることもできるので、口頭審理によるときであっても、書面で提出されたものは全て審判において有効に陳述されたことになります。

したがって、民事訴訟における口頭弁論とは異なり、書面で提出されたものを審判官の前であらためて口頭で陳述することが法律的に意義をもつものではありません。むしろ、審判長が審尋し、争点を整理することで、当事者等の適切な主張・立証を実現することに意義があります。

２．調書の意義

口頭審理による審判では、期日ごとに審理の要旨その他必要な事項を記載した調書を作成しなければならないとされています（特§147①）。

調書は、口頭審理期日における審理手続の経過や内容を明らかにするとともに、これについて確実な証明文書を残すことを目的として作成されます。

調書には、審判番号、審判官、審判書記官並びに出頭した当事者等の氏名、審理の日時及び場所等の形式的記載事項のほか、実質的記載事項として、当事者、代理人及び参加人の陳述の要領、審判長が記載を命じた事項及び当事者又は参加人の請求により記載を許した事項が記載されます。

また、オンラインによる口頭審理が行われた場合には、その旨及びオンライン出頭した者の通話先の場所（例えば、「○○県○○市の自宅」のように記載し、

番地は記載しません。）を調書に記載します。

なお、実質的記載事項として、口頭審理の期日に当事者等が話したことの全てを調書に記載するわけではありません。

しかし、答弁書、弁駁書、陳述要領書等の書面に記載されていない事項は、調書に記載されなければ審判において陳述されたことが証明できないので、審決に影響のあるものは、必ず調書に記載されることとなります。

また、審判長が口頭審理において口頭で特許法上の通知等をしたときは、調書に記載されることによって、それらの通知等を行った証明が行われることとなります。

調書に実質的記載事項として記載されるものは、以下のものがあります。

(1) 審判における当事者等の主張

（主張の撤回・追加・訂正、明瞭でない主張の釈明等）

審判の手続においては、書面を提出すれば、それだけで審判において有効に主張したことになります。

主張の一部を撤回するときは、口頭審理期日において撤回するか、又は撤回の書面を提出する必要があります。

口頭審理期日において主張の一部を撤回する旨の主張や、当該撤回を承諾する旨の陳述があったときには、その旨が調書に記載されることによって上記主張等が証明されることとなります。

また、適用条文の訂正など、書面で提出した内容を一部訂正するときも、調書に記載されることによってその旨が証明されることとなります。

(2) 審判長からの通知等を証明するための内容

書面ですることを要件としない無効理由通知、訂正拒絶理由通知、補正許否の決定、審理終結通知等は口頭で告知されることがあります。

口頭によりこれらが告知されたときは、その旨が調書に記載されます。

(3) 審判長が当事者等に提出を指示した事項

口頭審理において当事者等に対し、口頭審理後いつまでに、どのような内容の書類を提出するかが指示されたときには、その内容が調書に記載されます。

(4) その他任意に記載される事項

事実認定の合意や争点の合意などは、必要に応じて記載されることとなります（特許法は、「自白」を証明を要しない事実として認めていないので、当事者等が争わない事実を調書に記載する意義は、自白としての法律的な意義ではなく、信義則的な意義と位置づけられます。）。

なお、当事者等の主張を調書に残すときには、当事者等が記載内容を確認できるように、調書に記載する内容を審判長が口述します。

審判長が調書に記載する内容を口述したときには、必ずメモをとるようにしてください。調書の記載内容が自分の主張とは異なるとき、又は明確さを欠くと思われるときには、その場でその旨を主張することが必要です。調書が作成された後は、その記載内容を変更することはできません。

３．審尋について

口頭審理においては、充実した審理を行うために、争点の的確な把握や技術水準等に対する十分な理解を目的として、当事者等に対して審尋が行われます。

特許法において、審判長は、審判に関し、当事者及び参加人を審尋することができることが規定されています（特§134④）。

職権主義に基づいて審理を行う審判においては、弁論主義の原則が支配する民事訴訟において行使される釈明権（民訴§149①）の範囲にとどまらず、より積極的な当事者等への質問も許されると解されます。

また、特許法施行規則には、「審判長は、口頭審理において、事件関係を明らかにするため、事実上及び法律上の事項に関し、当事者又は参加人に対して問いを発し、又は立証を促すことができる」（特施規§52の2①）、また、「陪席審判官は、審判長に告げて、前項に規定する処置をすることができる」（特施規§52の2②）として、口頭審理において審判長又は陪席審判官がすることができる行為が定められています。

なお、特許法においては、民訴§149③とは異なり、一方当事者等が、裁判長による相手方当事者等への発問（釈明）を求めることができる求問権（発問権、求釈明権）のような明文の規定はありませんが、審判長の裁量に属する職権事項である審尋の発動を求めるために、一方当事者等が相手方の主張が不明瞭であると考えるときには、当該一方当事者等は審判長に対して相手方への審尋をすることを求めることができます。

第２章　口頭審理の内容・進め方

Ⅰ．口頭審理の内容

審判手続では、民事訴訟手続と異なり、書面で提出された審判請求書及び答弁書等は、口頭審理での陳述を経なくても有効です。

しかし、口頭審理には、当事者等から直接説明を受け、合議体の疑問点等をその場で解消でき、かつ相手方の見解を直ちに求めることができるという書面審理にはない利点があるので、これらの利点を有効に活用した審理が行われます。

口頭審理は、両当事者等の主張･立証がそろった段階で、一回だけ実施することが一般的ですが、事件の内容によっては、全体としての効率向上及び充実した審理のため、手続の早い段階から口頭審理が実施されるとともに、複数回にわたって実施されることもあります。

また、口頭審理の内容は、口頭審理を行う時点での審理の進み具合に応じて異なります。

通常、両当事者等の主張･立証がそろった段階で行うときは、合議体からの審尋を中心とした内容となります。

一方、審理の早い段階で行うときは、当事者等の説明を中心とした内容となります。

実施時期	実施回数	審理手法
主張･立証が そろった段階	通常一回	合議体からの 審尋中心
手続の早い段階	複数回の 場合あり	当事者等の説明中心

１．口頭審理の内容と実施時期

審判便覧33-00.1の2.

(1) 合議体の審尋を中心とした口頭審理

両当事者等の主張・立証がそろった段階で行う口頭審理は、争点を整理すると同時に、審決に必要な事項についての確認や疑問点の解消等のための合議体による審尋が中心となります。

ア．答弁書（訂正請求書）提出後、一定期間経過後の口頭審理

最も多く口頭審理が行われる時期であり、口頭審理が一回だけ実施されるときは、通常、この時期に行われます（以下(2)のア及びイの口頭審理を行ったときも、さらにこの時期に口頭審理を実施することがあります）。

この段階では、両当事者等の主張・立証がそろい、争点も明らかになって

きています。また、合議体としては、一応の心証形成がされていることが多いので、審決するために必要な事項があらかじめ整理され、疑問点･不明瞭な点が残されたままにならないよう、通常は争点の整理・疑問点の確認が行われます。

そのため、この段階の口頭審理は、通常、合議体からの審尋が中心となります。そして、これに対する両当事者等の回答により、審決で判断を示すべき事項の確認、事実認定の的確性の確認等が行われることとなります。

当日の審理を有意義かつ効率的なものとするため、どの点についてどのような観点から審理するか、合議体からの質問事項としてどのようなものを予定しているかについて、あらかじめ両当事者等に伝えられます（審理事項通知）。あらかじめ質問事項等が伝えられたときには、当該質問事項等に的確に対応できるよう準備してください。

この時期に行われる口頭審理の内容は、例えば次のようなものです。

① 両当事者等の争点の整理
- ・本件発明の解釈
- ・引用技術の解釈
- ・一致点、相違点の確認

② 必要でない主張の撤回の勧告

③ 当事者等の主張の疑問点･不明瞭な点についての審尋

イ．弁駁書提出後の口頭審理

訂正の請求（特許のみ）の内容によっては、請求人からの弁駁書の提出を待って、口頭審理が実施されることもあります。

この場合の口頭審理の内容は、上記アの①～③と同様なものとなります。

(2) 当事者等の説明を中心にした口頭審理

審理の早い段階から行われる口頭審理は、通常、一方当事者等の主張・立証の内容について合議体及び他方当事者等の理解を深めるために開かれるものであり、当事者等が、本件の技術内容、技術背景、証拠等について分かりやすく説明するものとなるため、当事者等からの発言を中心としたものになることが多くなります。

早い段階での口頭審理は、例えば次のようなときに実施されることが多く、通常、書類の提出時期に応じて複数回行われます。

① 本件の技術内容が複雑高度であり、内容理解に時間がかかるとき

② 主張の前提となる背景技術・理論などが複雑で分かりにくいとき

③ 当事者等の主張が不明瞭であったり、相互に矛盾したりするとき

④ 提出された証拠が多く、その内容の整理･理解に時間がかかるとき

⑤ 提出された証拠の立証趣旨が明瞭でないとき

⑥ 証人尋問、検証を伴うとき

ア．審判請求後、答弁書提出前の口頭審理の実施

請求書副本の送達後、被請求人が答弁書を提出する前の段階での口頭審理は、審判請求人による請求の趣旨・理由（証拠）の説明を中心にしたものとなります。

この場合、合議体は、口頭審理における請求人の説明によって、請求人の主張、本件発明等の内容、証拠の記載内容の詳細等を理解することができます。

したがって、審判請求人にあっては、できるだけ説明用の参考資料、各証拠の立証趣旨の一覧表（証拠説明書）等により、効率的に説明ができるように準備をすることが必要です。

また、口頭審理においては、合議体が疑問点や明瞭でない点を質問して、請求人が主張・立証しようとすることが十分明らかとなるように審理が進められます。

そして、被請求人に対しては、答弁書作成を効率化できるよう、請求人の主張や根拠に疑問点・不明瞭な点があれば質問するように促し、必要に応じ、答弁書において言及すべき点についての指摘が行われることもあります。

イ．答弁書（訂正請求書）提出直後の実施

被請求人が答弁書を提出した段階での口頭審理は、答弁の趣旨、訂正の請求の妥当性・根拠等の説明を中心にしたものとなります。

この時点で、一応両当事者等の主張・立証がそろうこととなりますので、争点が一致していないときは争点整理が行われることもあります。

両当事者等の争点が明確となり、後で整理がし易くなるように、請求人の主張・立証に対応した形に整理して答弁の内容を説明するよう合議体から求められることがあります。

また、審判長は、請求人に対して被請求人の主張・立証に疑問点・不明瞭な点があれば質問するように求めることがあります。また、弁駁の必要性、反論する予定の内容についても確認されることがあります。

Ⅱ．口頭審理を行う必要のない事件

審判便覧33-00.1の1.

口頭審理は、無効審判（延長登録無効審判）及び商標登録取消審判において原則として行うとされています（特§145①、商§56①→特§145①）。しかし、事件によってその効果の大きさや必要性の大きさ等に差があることから、例えば、以下の類型に該当するときであって、口頭審理を行う必要はないと判断されるときは、口頭審理は行われません（特§145①ただし書）。

(1) 当事者等の全てが、書面審理を申し立てているとき
(2) 当事者等が争わないことが明らかなとき
　指令に対して答弁書や弁駁書が提出されなかったとき、当事者等が争わないことを申し立てているときなど
(3) 審判請求が不適法であり、却下されるとき
　無効審判の対象となった請求項の全てについて、①別の無効審判により無効が確定したとき、②訂正の請求により削除されたときなど

実用新案法及び意匠法における無効審判、商標法における無効審判及び取消審判も上記(1)～(3)と同様です。取消審判においては、当事者等の主張・立証により登録維持が明らかな事件であっても、通常、口頭審理は行われません。

Ⅲ．出頭者

審判便覧33-03の1.

出頭者は、口頭審理において、主体的に発言し、審理内容を理解し、判断することが求められるので、当事者・代理人等、それにふさわしい者が出頭者となることが必要です。

ただし、争点が専門性の高い技術事項に関連するときなどは、合議体の判断で、当事者の従業者等に出頭を要請することもあります。

また、特許法第１４５条第６項にしたがって口頭審理の期日における手続にオンラインで関与した当事者・代理人等は、審判廷に出頭したものとみなされ（特許法第１４５条第７項）、審判廷に出頭した者と同等に扱われます。

１．口頭審理に出頭できる者は、以下のとおりです。

口頭審理は、当事者等と口頭でやりとりをすることにより、争点の的確な把握や技術水準に対する十分な認識を確保し、充実した審理を行うことを目的として行われるものですので、審判長の審理指揮にしたがい、責任ある対応をなし得る者であることが必要です。

このため、出頭者は、①審判審理手続等についての知識を有し、②当該審判事件に係る発明等についての技術的知識等を有し、③当事者等の意思を的確に表示できる能力と権限を有する者であることが求められます。

口頭審理の期日における手続にオンラインで関与して、出頭したものとみなされる者（以下「オンライン出頭者」という。）についても同様です。

審理を円滑に進めるためには、両当事者等の出頭者が上記①～③の能力と権限を有する者であることが必要ですので、オンライン出頭する場合も含め、出頭者を決めるときには、その点に留意してください。

口頭審理の出頭者としては、以下の者が考えられます。

(1) 当事者及び参加人（法人にあっては、その法人の代表者）

「法人の代表者」とは、審判請求書等に記載の「代表者」を意味し、その他の「代表権を有する者」の場合は、それを証する書面の提出が求められます。

(2) 代理人

既に特許庁に対し代理人としての手続をした委任による弁理士及び弁護士、法定代理人（審判便覧23-01）、指定代理人（同23-03）並びに特許管理人（同23-04）等。

(3) 委任状を持参した弁理士、弁護士

(4) 審判長が認めた当事者の従業者等

望ましい出頭者は、(1)～(3)のとおりですが、専門性の高い技術事項を説明する等、やむを得ない事情を当事者が疎明し、審判長が認めた場合、委任状を

持参した当事者の従業者等も許容されることがあります。ここでいう「当事者の従業者等」は、例えば以下の者を指します。

① 当事者である企業の従業者である、技術担当者
② 実際にその発明をした発明者である、大学教授
③ 主張の撤回等の権限を有する当事者の知財担当者

なお、弁理士等事務所の、弁理士・弁護士の資格を有さないスタッフは、特許庁に対して直接手続をする立場にないため、出頭者とはなれません。

また、当事者と異なる法人に属する、弁理士・弁護士の資格を有さない従業者は出頭者とはなれません。

２．当事者又は代理権を有する代理人以外の者が出頭する際には、委任状を持参することが原則です。

ただし、審判長は、委任状を持参せずに口頭審理に出頭したい旨の申出があった場合において、その者が弁理士・弁護士又は当事者の従業者等に該当し、出頭させることが適当と認めたときは、相手方の意見を聞いた上で、委任状を後から提出することを条件に出頭者として認めることがあります。

この場合には、後に委任状の提出がないときは、その者の陳述は無効になりますので、その事情（出頭者として後の委任状の提出を条件に認めた事情）が調書に記載されます。

出頭者として認められないときには、傍聴人として傍聴席に座るよう指示されます。

口頭審理期日の当日にオンライン出頭者の通話先の場所に、審判長から事前に出頭を認められていない者が同席していた場合も上記と同様の対応としますが、その者について、審判長が出頭を認めないと判断した場合は、審判長から通話先の場所から退席するよう指示されます。

３．出頭者が口頭審理において無効理由等についての主張をする際に、実質的に主張の撤回を行うこと等があるため、全ての手続を行える代理権を有する必要があります。そのため、上記１．(3)、(4)の場合に口頭審理に持参する委任状は、様式８、９の例のような委任状が望ましいです。通信設備及び通話先の場所等の事前確認（第２章Ⅳ．３．(2)参照）の際に、様式８、９の例の委任状を既に提出していた場合には、その委任状を援用すれば再度の提出は不要となります。

なお、口頭審理等への出頭の際に提出された委任状は、口頭審理等における手続のみに対しての委任状として取り扱われます（事件を受任する場合には、別途代理人受任届等の提出が必要です。）。

４．争点が専門性の高い事項に関連するときは、当事者の従業者等の出頭を合議体

があらかじめ要請することがあります。

５．出頭者、傍聴人として出席する際、以下の点に注意してください。

(1) 口頭審理中は、審判長又は審判書記官が秩序を保つため指示を出す場合がありますので、その指示に従ってください。

(2) 口頭審理中の写真の撮影、速記、録音、録画又は放送はできません（特施規§54）。ただし、メモは不問としています。

(3) 携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りください。

(4) 口頭審理中は、審理の妨げにならないよう、大きな声で話したり、大きな音を立てたりしないでください。

(5) 審判廷内及びオンラインによる通話先での飲食はご遠慮いただいております。ただし、水分の補給は差し支えありません。

Ⅳ．口頭審理の準備

充実した審理を円滑に実施するために、合議体が当日に審理を予定する事項については、あらかじめ当事者等に通知し、当事者等に準備を促します。

１．期日・場所の指定

審判便覧33-01

(1) 簡易な呼出し

当事者等は、審判書記官から、電子メール等で口頭審理期日の調整を依頼されるとともに、オンライン出頭の希望等についても確認[1]されます。

期日が決まった際に、出頭の担保として「期日請書」（様式１）を審判書記官に提出します（電子メール等でも結構です）。

【期日の調整及びオンライン出頭の希望等について】

当事者等は、期日の調整に関して電子メール等で審判書記官に回答します。その際、オンライン出頭を希望する者がいる場合又は当事者の関係者に限定したオンライン配信（第２章Ⅵ．６．参照）を希望する場合は、その旨についても審判書記官に回答するとともに、審判書記官から事前に指示された各種情報（オンライン出頭又はオンライン配信を希望する者の所属、氏名、電話番号、使用するＰＣ等で受信可能な電子メールアドレス、通話先の場所等）についても、電子メール等で審判書記官に提出[2]します。当事者等は、もし期日の調整の回答までに上記各種情報の提出が間に合わない場合は、期日の調整の回答後速やかに提出します。

当事者等が、期日の調整よりも前にオンライン出頭を申し立てたい場合は、電話や電子メール等で合議体又は審判書記官に連絡するか、その旨を記載した上申書を提出してください。

また、相手方当事者等の出頭の態様を確認したい場合は、審判書記官に連絡してください。

オンライン出頭を認めるか否かは最終的には審判長の判断となりますが（特§145⑥）、基本的な考え方は以下のとおりです。

ア．当事者等のいずれかが希望した場合

オンライン出頭を希望する当事者等については、原則オンラインで出頭することが認められます。

---

[1] 期日の調整よりも前に確認される場合もあります。

[2] オンライン出頭を希望する者に対しては、通信設備及び通話先の場所等の事前確認（下記３．(2)）参照）が行われます。審判書記官は、オンライン出頭を希望する者に対し、電話や電子メール等で別途連絡を行い、事前確認の日程調整を依頼します。

ただし、①当事者等がオンライン出頭する通話先の場所及び当該場所に設置された通信設備が通話を円滑に行うのに適当でない、②その他口頭審理における手続を円滑に進行するために必要な事項を欠く、などと審判長が判断した場合はその限りではありません。

オンライン出頭が認められ得る態様は、例えば、以下のとおりです。

① 全当事者等がオンライン出頭

② 一当事者等側のみがオンライン出頭

【オンライン出頭する場合】

a 複数の者がそれぞれ異なる複数の場所（代理人事務所、企業内会議室、自宅等）からオンライン出頭することも可能

b 一部の者がオンライン出頭し、残りの者は審判廷に出頭することも可能

イ．感染症対策等のために必要と審判長が認めた場合

審判長が、感染症対策のために必要と認めた場合や、その他必要と認めた場合には、職権でオンラインによる口頭審理とすることがあります。この場合のオンライン出頭の態様は、各種事情を勘案して決定されます。

(2) 口頭審理期日呼出状の送達

原則は上記簡易な呼出しとしますが、次の場合には「口頭審理期日呼出状」（様式２）が送達されます。

① 当事者等に電話又は電子メール等であらかじめ連絡がとれないとき

② 当事者等が呼出状を求めたとき

なお、期日の呼出しを受けた当事者等が、正当な理由なく出頭しないときは、１０万円以下の過料に処せられることがあります。

正当な理由とは、例えば次の場合をいいます。

① 出頭できない程度の重い病気であるとき

② 交通機関や通信設備の災害による途絶、故障等で出頭できないとき

(3) 開廷場所について　**審判便覧33-05の1.(1)**

ア．原則として、審判廷（特許庁１６階）、第一審判廷（経済産業省別館１階）、第二審判廷（経済産業省別館１階）のいずれかが指定されます。

イ．オンライン出頭者がいる場合には、審判廷（特許庁１６階）が指定されます。

ウ．当事者等双方の居所等が同じ地域である場合、当事者等の希望等により、合議体が当該地域に出向いて口頭審理を行う巡回審判を検討します。

２．当事者等に対する事前の通知（審理事項通知）　審判便覧33-08

(1) 合議体が口頭審理期日に予定している審理事項が事前に当事者等に伝えられていなければ、口頭審理期日に、当事者等が審判長の全ての審尋事項に対して精緻に主張・立証を行うことは難しいと考えられます。そのため、口頭審理における審理事項を記載した「審理事項通知書」（様式３）が、口頭審理期日前に当事者等に送付されます。

口頭審理前に口頭審理における審理事項を通知することは、両当事者等にとっては、口頭審理において主張・立証すべき事項が明確になり、口頭審理陳述要領書等の事前準備の負担軽減や口頭審理を充実させることにつながります。また、合議体にとっては、合議体の暫定的な見解、例えば、本件発明、引用発明、両者の一致点・相違点に関する見解等、判断の基礎となる事項についてあらかじめ当事者等に示しておけば、当事者等間の争点が整理され、口頭審理における当事者等の議論も噛み合ったものとなるため、審理の内容を充実させることにつながります。

審理事項通知は複数回のこともあります。

(2) 合議体は、それまでに提出され、審理の基礎とされた攻撃防御方法を考慮し、審判請求人が主張する全ての無効理由等について合議した上で、審理事項通知書を起案します。審理事項通知書は以下のア～ウを中心に記載されますが、事件に応じて異なる事項が記載されることもあります。

ア．合議体の暫定的な見解

本件発明、引用発明、両者の一致点、相違点等の事実認定に関する、その時点における合議体の暫定的な見解や、記載不備等の無効理由についての合議体の暫定的な見解が記載されます。

イ．当事者等の主張に関する事項

当事者等が争点としている事項及び合議体が審決をする上で論点となる事項については、それらの争点等を具体的に指摘し、それらに対して当事者等が主張・立証を尽くせるようにされます。

さらに、審判請求書、答弁書、訂正請求書、弁駁書等について、明瞭でない点等が指摘され、当該書類を提出した当事者等には釈明が求められ、場合によっては主張の撤回が促されることがあります。

ウ．技術説明の求め

必要に応じて、本件特許発明及びその背景等の技術説明が促されます。

(3) 口頭審理期日に出頭する当事者等の人数及び氏名等について審判書記官から確認を求められます。

また、上記(2)ウ．技術説明の求めがあった場合等には、当事者等が行う説明等のために必要な機材（動画映写機器等）、説明に用いる見本の持込みの有無等についても審判書記官から確認されます。なお、特許庁１６階の審判廷は、ＩＴ機器を備えたＩＴ審判廷となっており、動画等による技術説明、書画カメラを用いた現物・対象物の検証が可能[3]です。オンライン出頭者は、ウェブ会議システムの機能を用いて、ウェブ会議上で資料を投影することが可能です。

３．当事者等が行うべき事前準備

(1) 期日に主張すべき内容の検討

審理事項通知に対する回答や追加提出する書面など、出頭者が口頭審理において主張する内容についてあらかじめ十分に準備し、その内容について打ち合わせておきます。

また、当日予想される相手方の主張や合議体からの主張の撤回の要請等について、期日において回答、反論できるように、その内容についての打合せ等を行います。

例えば、代理人は、期日において主張の撤回、主張の訂正等について確認される可能性があるときには、事前にその可否について方針を決めておくことが必要です。

なお、期日直前に合議体から要請があった場合で、期日までに回答や追加の書面の提出等が間に合わないときには、口頭審理の期日にその旨を主張することで対応してください（ただし、当日までに検討可能な範囲で対応の方向性（後日その点について書面を提出する等）を併せて主張するようにしてください。）。

(2) 特§145⑥に規定される省令要件等の確認（オンライン出頭を希望する者がいる場合のみ）

オンライン出頭を希望する者がいる場合、円滑な審理進行を担保するため、口頭審理の期日の１～３週間程度前に、オンライン出頭を希望する者の通信設備及び通話先の場所等の事前確認（以下「省令要件等の事前確認」という。また、この実務ガイドでは、特に断りがない限り、「省令要件等の事前確認」は、期日前の実施する省令要件等の事前確認を意味する。）が行われます。省令要件等の事前確認の日程は、審判書記官からオンライン出頭を希望する者に

[3] 特許庁ウェブサイト「審判廷における技術説明等について」参照。
https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/shinpantei_gijutsu.html

対して日程の調整が依頼され、その上で決定されます。

なお、省令要件等の事前確認は、省略の希望の申出ができる場合があります。また、オンライン出頭を希望する者の全員について省略が認められた場合は、省令要件等の事前確認が行われない場合もあります。（省令要件等の事前確認の省略の希望の申出については、下記「(3) 省令要件等の事前確認の省略」を参照。）

ア．参加者及び同席者

省令要件等の事前確認の参加者は、審判長、審判書記官等と、オンライン出頭を希望する者となります（審判長は、審判長の命を受けた審判書記官が省令要件等の事前確認を行うことにより立ち会わない場合や、途中参加する場合があります。）。

また、その審判事件について責任ある対応をなし得る者（例えば、代理人や審判廷への出頭者）も、審判長が許可した場合は、省令要件等の事前確認に参加が可能です。

なお、オンライン出頭を希望する者が使用するＰＣ等の操作及び設定をサポートする技術スタッフについては、審判長が許可した場合は、オンライン出頭を希望する者と共に同席することが可能ですが、審判長及び審判書記官等と直接的に意思疎通を図ることはできません。

イ．参加及び同席方法

オンライン出頭を希望する者は、口頭審理の期日に実際に用いる予定の通信設備及び通話先の場所で、省令要件等の事前確認に参加します。参加方法等については、審判書記官等からオンライン出頭を希望する者に対し、電子メール等で連絡します。

省令要件等の事前確認では、原則として事件内容に関する検討は行いませんが、通信設備又は通話先の場所の変更が命じられた場合に該当する通話先で責任ある対応がなし得ることが必要ですので、代理権を有しない者が参加する場合には事前に委任状を提出してください。ＰＣ等の操作及び設定をサポートする技術スタッフとしての同席者は、委任状の提出は不要です。

なお、省令要件等の事前確認がオンライン出頭に向けた事前手続であることを踏まえ、省令要件等の事前確認の際に、様式８、９の例の委任状を既に提出していた場合には、オンライン出頭の際にその委任状を援用すれば、再度の委任状の提出は不要となります（第２章Ⅲ．３．参照。）。

ウ．省令要件の確認

オンライン出頭を希望する者について、通信設備、通話先の場所、その他口頭審理の期日における手続の円滑な進行のために必要な事項が確認されま

す。

審判長は、通信設備又は通話先の場所が相当でないと認めるときは、オンライン出頭を希望する者に対して、その変更を命じます。もし変更が必要となった場合には、代替の通信設備及び通話先の場所について、改めて確認が必要となります。直ちに代替の通信設備及び通話先の場所の確認ができない場合は、別の日時に再度省令要件の確認を行います。

通信設備又は通話先の場所が相当でないと認められる例は、次のとおりです。

① 映像及び音声を送受信して円滑に審理進行するのに通信設備が十分な性能や機能を有しない場合[4]
② 通話先の場所において騒音がある、第三者の出入りがある等により、円滑な審理進行を妨げるおそれがある場合

エ．予備の通信手段の取決め

口頭審理の期日に通信障害等が生じた場合に備え、審判長、審判書記官等はオンライン出頭を希望する者と、オンライン出頭を希望する者側の予備の通信手段（ＰＣ等）を取り決めておきます。予備の通信手段についても、主たる通信手段と同様、映像及び音声に不具合がないか原則確認を行います。

オ．出頭者等の最終確認

上記省令要件の確認結果を踏まえ、口頭審理期日における審判廷への出頭者及びオンライン出頭者の最終確認が行われます。

なお、最終確認後に、オンライン出頭を審判廷への出頭に変更したり、審判廷への出頭をオンライン出頭に変更したりすることは、原則として認められません。ただし、当事者等がオンライン出頭を当初誰も希望しなかった審判事件も含め、感染症対策や災害等による通信設備の不具合などにより出頭の態様を変更せざるを得ない事情が事後的に生じた場合は、審判長がその必要性を認め、各種準備（審判廷（特許庁１６階）の確保、省令要件等の事前確認の実施、相手方当事者等への連絡等）が対応可能な場合に限り、出頭の態様の変更が可能です。（省令要件等の事前確認が省略となった場合における最終確認については、下記「(3)イ．出頭者等の最終確認について」を参照。）

[4] ウェブ会議システムに必要なＰＣ等のスペックは、以下のウェブサイト等で確認できます。
○「Microsoft Teams のハードウェア要件」https://docs.microsoft.com/ja-jp/microsoftteams/hardware-requirements-for-the-teams-app
○「Webex ｜ システム要件とサポートポリシー」https://help.webex.com/ja-jp/nk90t65/Webex-System-Requirements-and-Support-Policy

カ．結果の記録

省令要件等の事前確認の終了後、審判長、審判書記官等は、省令要件等の事前確認記録（様式４）を作成します。審判長、審判書記官等は、作成した上記記録をウェブ会議上で投影するなどして、記載内容について参加者の確認を得た後、上記記録を参加者及び事件の担当代理人（相手方当事者等の担当代理人も含む）に電子メール等で送信します。

なお、省令要件等の事前確認が省略となったオンライン出頭を希望する者にも、審判書記官は、必要事項を記載した省令要件等の事前確認記録を作成し、参加者及び事件の担当代理人（相手方当事者等の担当代理人も含む）に電子メールで送信します。

省令要件等の事前確認の終了後、審判書記官等からオンライン出頭者宛てに、オンラインで口頭審理に出頭するための（ウェブ会議の）インターネットアドレスを、電子メール等で連絡します。

(3) 省令要件等の事前確認の省略

ア．以下の２つの要件を満たすオンライン出頭希望者は、省令要件等の事前確認の省略を希望する申出をすることができます[5]。

① オンライン出頭での使用実績がある通話先を使用すること
② オンライン出頭の経験者がオンライン出頭する（同じ通話先から複数名が出頭するときは、その内の１名以上が経験者である）こと

これら要件を満たし、省令要件等の事前確認の省略を希望するときは、オンライン出頭を希望する者がいる旨を審判書記官に回答する際（上記「１．(1) 簡易な呼出し」参照）に申出をしてください。

イ．出頭者等の最終確認について

（ア） 省令要件等の事前確認が実施される場合

請求人側又は被請求人側の通話先の１か所以上で省令要件等の事前確認が実施される場合は、「(2)オ．出頭者等の最終確認」と同様に、省令要件等の事前確認時において最終確認が行われ、それ以降、オンライン出頭を審判廷への出頭に変更したり、審判廷への出頭をオンライン出頭に変更したりすることは、原則として認められません。なお、省令要件等の事前確認の省略が認められたオンライン出頭を希望する者側の当事者は下記（イ）と同様に省令要件等の事前確認記録の電子メール送信が出頭者等の最終確認結果の連絡を兼ねるこ

[5] 審判長の判断により、申出を認めない場合もあります。なお、申出を認めた場合における省令要件等の事前確認は、口頭審理期日の開廷前に行う本人等確認が兼ねることとします。

とになります。

（イ） 省令要件等の事前確認が実施されない場合

全てのオンライン出頭希望者について省令要件等の事前確認の省略が認められた場合は、省令要件等の事前確認は実施しませんので、省令要件等の事前確認記録の電子メール送信（上記「(2)カ．結果の記録」参照）が、出頭者等の最終確認結果の連絡を兼ねることになり、この送信以降、オンライン出頭を審判廷への出頭に変更したり、審判廷への出頭をオンライン出頭に変更したりすることは、原則として認められません。

(4) 当日主張すべき主張内容を記載した書面の準備（口頭審理陳述要領書等）

審判便覧33-07

口頭審理陳述要領書は、事実関係が複雑多岐にわたるときでも、当事者等の陳述とその聴取を脱落なく確実に行い、さらに、陳述における精緻な理論構成を可能とし、口頭審理を効率よく行うためのものです。請求書や答弁書等、既に提出されている書類が適切、明確に記載されているときは、必ずしも口頭審理陳述要領書を提出する必要はありません。したがって、口頭審理陳述要領書の提出がなくとも、提出を命じることは通常行われません。

他方、既に提出している書類が適切、明確に記載されていない場合等であって、口頭審理において口頭審理陳述要領書の提出[6]が必要と審判長が認めたとき（例えば、技術常識をなす根拠を出してほしい等）には、その提出を命じることがあります。この場合は、口頭審理陳述要領書を指定された期限までに提出する必要があります。正本（１通）、副本（相手方の数＋審理用１通）を提出するとともに、その写しを審判書記官及び相手方に電子メール等で送付します。また、合議体が口頭審理の前に審尋した事項についての回答書を提出する場合も同様です。

口頭審理陳述要領書を提出する場合は、以下のようにしてください。

① 口頭審理陳述要領書の提出が要請されているときは、審理事項通知書、口頭審理期日呼出状にその旨が記載されていますので、それに応答してください。

② 口頭審理陳述要領書の標準様式は、様式５（請求人、申立人用）、様式６（被請求人、権利者用）、様式７（拒絶査定不服審判請求人用）です。

やむを得ず、指定された期限後に書類を提出する場合には、事前に審判書記

[6] 証拠を提出される際には、「証拠説明書」を併せて提出してください。詳しくは、特許庁ウェブサイト「証拠説明書の提出について」を御覧ください（https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shubetu-tokkyo-igi/syoko_setsumeisyo.html）。なお、提出した証拠が必ず採用されるわけではない点にも注意してください。

官に連絡してください。次のような対応をして頂く場合もあります。

口頭審理の期日直前に書類を作成したときは、電子メール等で審判書記官と相手方に事前に送付し、口頭審理期日に書類（正本（１通）、副本（相手方の数＋審理用１通））を持参して口頭審理の開廷前に審判書記官に提出してください。また、オンライン出頭のため書類を持参できない場合は、口頭審理期日前に特許庁に書類が届くように郵送してください。

ただし、相手方当事者の全員がオンライン出頭の場合は、口頭審理期日に書類（副本）を直接渡すことができないため、特許庁から送付した副本が相手方に届く期間を考慮し、特許庁に書類を提出する必要があります。

なお、期日の直前に提出された書類については、当日の審理の対象とされないことがありますので、注意が必要です。

４．期日の変更　審判便覧33-02、25-04

審判長は、期日を指定したときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができます。

５．期日の告知　審判便覧33-01.1

審判長は、当該事件について出頭した当事者又は参加人に対し、口頭審理の期日を告知することができます。この場合には、口頭審理期日呼出状は送達されません（特§145④）。

Ⅴ．口頭審理の進行

審判便覧33-05

１．口頭審理の公開

(1) 審判の口頭審理は公開で行われます。ただし、公序良俗を害するおそれのある場合や、当事者等が保有する営業秘密が公となるおそれがある場合には、口頭審理の全体又はその一部が非公開で行われます。営業秘密に直接言及することなく口頭審理が進行可能な場合は、非公開とはしないこともあります。

(2) 公開するか否かの判断は、個々の事件につき、口頭審理対象事件の選定後に合議体により行われます。

(3) 透明性を担保するために、口頭審理の期日・場所などが公示されます。非公開の場合はその旨が表示されます。

(4) 特許庁本館１階ロビーに開廷予定表が随時掲示されます。また、特許庁ホームページにも掲載されます。

(5) 期日当日、当日の開廷事件について、各審判廷前の掲示板にその旨が表示されます。

(6) オンライン出頭者がいる口頭審理も審判廷で傍聴が可能です。オンライン出頭者の映像及び音声は、審判廷内に設置されたスクリーン等で確認できます。

２．開廷前の本人等確認（オンライン出頭者等のみ）

オンライン出頭者又はオンライン配信が認められた者（第２章Ⅵ．６．参照）については、特許庁以外の者に音声及び映像が確認できないよう配慮した上で、口頭審理の開廷前にオンライン上で本人等確認を行います。本人等確認の手順等は、審判書記官の指示に従ってください。

事前に申告した内容と一致するかを確認するため、オンライン出頭者又はオンライン配信が認められた者は、所属、氏名、通信設備、通話先の場所等を述べます。

オンライン出頭者は、身分証明書（可能であれば写真付き）をＰＣ等のカメラに映すことが求められますので、身分証明書を手元に準備してください。弁理士・弁護士については、身分証明書に代えて、身につけた弁理士記章・弁護士記章をカメラに映すことも可能です。

また、通話先の場所が第三者の関与や騒音が生じる場所でないことを再確認するため、オンライン出頭者は、ＰＣ等のカメラで通話先の場所の周囲を映すように指示されます。

３．一般的な口頭審理の進め方

口頭審理の進行は、

① 事件の呼上げ

② 出頭者の確認

③ 審理
④ 各種告知
⑤ 調書記載事項の確認
⑥ 終了の宣言

の順に行われることが一般的です。

多くの場合は、それまでに答弁書、弁駁書、口頭審理陳述要領書が提出され、当事者等の主張・立証がそろった状態における口頭審理となりますので、審決をする観点から、更に釈明を求める必要があると合議体が認める事項が審理の中心となります。

また、審決を行うために必要な事項を明らかにすることも念頭に審理指揮がされますので、必要に応じて証拠及び主張の整理が行われます。

証拠調べの前に行う口頭審理では、要件事実の確認、証拠調べに要する双方の時間配分の打合せ等が中心となります。

内容に応じて、審判長主導で行うか、当事者等に進行を任せるかが決定されますが、上述のように多くの場合は審判長主導で行われることとなります。

4．事件の呼上げ

事件は、審判番号と権利番号で特定されます。

5．出頭者の確認

特段定まった形式はありませんが、審判請求人側、被請求人側の出頭者について審判長から確認されます。例えば、審判長から代理人弁理士、当事者等の立場を自己紹介してくださいと依頼されます。

合議体の審判官、審判書記官が併せて紹介されることがあります。

合議体、審判書記官が変更されるときには、その旨が告知されます。

なお、期日に当事者等の双方が出頭しなかった場合は口頭審理を行うことができないので、不出頭の事実を記載した口頭審理調書のみが作成されます。また、期日に当事者等の一方のみが出頭したときは、原則として口頭審理を行います。

6．審理

(1) 口頭審理は、事実及び当事者等の主張を明らかにする場です。そのために、不明な点については、細かな点であっても釈明が求められることがあります。例えば、書籍等で調べれば判明する技術的事項であったとしても、本件における意味を明らかにするために、あえて口頭審理の期日に釈明を求めることがあります。

また、当事者等が書面で十分に主張していると考えている点であっても質問されることがあります。

(2) 審理冒頭に、審判長が以下の確認を行うことがあります。

ア．手続の経緯の概要

イ．請求の趣旨、理由の概要、証拠の成立認否

ウ．陳述要領書

事前に電子メール等で送信し、当日正副本を持参するケースにおいては、電子メール等で送付されたものからの変更点等がないかを確認します。軽微な修正ならそれ自体は特に問題ありませんが、大幅な変更があると合議体・当事者等の見ている書類に相違があると議論が混乱し、後の審理進行に影響を及ぼすおそれがあるためです。

なお、既に提出した陳述要領書の訂正をする場合には、下記のいずれかの方法によります。

① 口頭で訂正内容を確認し、調書に記載

② 訂正内容について別途上申書を提出

③ 訂正した陳述要領書を提出

(3) 冒頭で、無効理由について確認されることも多くあります。特に、無効理由が多岐にわたるときには、その整理を兼ねて確認されることが多くなります。

無効理由の確認は、単に審判請求書を読み上げるのではなく、合議体が、理解した表現で確認されるので、当事者等の表現とは異なる言葉で確認されることもあります。

(4) 争点を正確に認識するためには、当事者等の主張を正確に理解しなければなりませんので、合議体にとって、当事者等の主張が分かりにくいとき、当事者等の主張に納得がいかないとき等には、これらの主張を正確に理解するために、合議体の暫定的な心証を積極的に開示し、釈明を求めることもあります。

ただし、審判事件の結論は審決において示すものであり、口頭審理は審判事件の結論についての心証を当事者等に示すことを目的とするものではないので、当事者等から事件の心証に関して質問があっても回答されません。

(5) 同じ表現であっても、当事者等と合議体とでは異なった認識をしていることがありますので、審判長が主張の整理等を行うときには、審判長の言葉で、双方の主張をまとめ、その上で不明確な部分、明らかに採用できない部分、各主張と証拠との関係等が指摘され、それらについて双方の見解が求められます。

(6) 調書に記載する事項については、調書に記載する事項を逐次確認（「・・・を調書に記載します。」と審判長が発言）するか、最後にまとめて「請求人の主張として・・・、被請求人の主張として・・・・が調書に記載されます。」

のように審判長が述べて確認します。

(7) 提出された書類については、口頭審理の期日に陳述をしなくとも審理の対象となるので、当該書類の内容についての形式的な陳述は、通常、求められません。

(8) 合議体が必要と判断した場合、提出した書面に記載した内容を電子データで提出することを求められることがあります（特施規§50の11）。

(9) 出頭者が審判廷で発言するときには、審判長の了解を得て、合議体の方を向いて発言します。オンライン出頭者は、審判長の了解を得て、自身の顔が映像に映っていることを確認した上で、発言します。また、陪席審判官が、審判長の許可を得て発言することもあります。審判廷にマイクが用意されている場合は、審判長、陪席審判官及び審判廷への出頭者は、マイクを用いて発言します。

(10) 事件によっては、口頭審理に先だって、事前に打合せのための口頭審尋や面接[7]が行われることがあります。この口頭審尋や面接は、省令要件等の事前確認と併せて行われることもあります。

(11) 事件によっては、口頭審理を二分して、前半を、調書作成を前提としないフリーディスカッションの場としての準備的な口頭審理とすることもあります。

(12) 別に進行している侵害訴訟の進行状況や無効の抗弁等について質問されることがあります。

(13) 事件によっては、合議体がそれまでの審理をまとめ、今後の進め方を検討するほか、想定していない事態や即断困難な事態が発生したときには、休廷することがあります。

当事者等が検討することが必要な場合にも休廷が利用されます。

休廷時間の長さは、必要に応じてその都度決定されます。なお、休廷時間は一概にはいえませんが、通常１０分から２０分程度です。前半の議論の整理、口頭審理後の手続の検討、及び調書記載事項の整理のために３０分程度になることもあります。

[7] 面接ガイドライン【審判編】１．３（２）②参照。「当事者系審判事件の場合、審理の公平性、手続の透明性を欠くことのないよう留意する必要があり、原則一方の当事者のみとの面接は行わないこととし、他方の当事者にその旨を伝え面接に同席することを要請します。ただし、審理の公平性等を担保することができると解される場合であれば、一方の当事者又はその代理人との面接を行うことがあります。」

７．各種告知

口頭審理の場において、各種通知等が告知されることがあります。

例示すれば、

① 次回口頭審理の期日

② 書面審理通知

③ 審理終結通知

④ 答弁・弁駁の指令

⑤ 無効理由通知

⑥ 訂正拒絶理由通知

⑦ 補正の許否の決定

⑧ 特§131の2②二の同意の確認

等があります。

口頭審理の期日に無効理由通知等が告知されたときには、審判長の無効理由等の読み上げをメモし、不明な点があればその場で説明を求めることが必要です。口頭で告知されたときには、改めて文書による通知等は行われません。

理由が長くなるときは、あらかじめ作成された文書の内容を審判長が読み上げ、その文書の写しが当事者等に渡されるとともに、調書に添付されて、調書の記載に代えることも行われます。

無効理由通知、訂正拒絶理由通知を告知するときには、請求人の提出した書面に記載された主張が援用されることもあります。

口頭審理において、書類等の提出を求める必要があるときに、審理の迅速化の観点から、当事者等の了解を得た上で、審判便覧２５―０１にかかわらず、より短い期間が指定されることがあります（例えば、１０日など）。このとき、調書にその旨が記載されます。また、審判長が期間を指定する場合に、提出期日の末日（何月何日までに提出等）をもって指定することがあります。

（参考）口頭審理後に書類等の提出を求めることの例

・弁駁書・再答弁書の提出

・無効理由通知・訂正拒絶理由通知に対する応答

８．調書作成手続　　審判便覧33-04

(1) 口頭審理調書は、審判書記官が期日ごとに作成します（様式１０、１１）

(2) 口頭審理調書には、審判番号、期日、審理の公開又は非公開、場所、出頭者、合議体（審判官の氏名）、審判書記官などの形式的記載事項が記載され、ついで陳述者と陳述の内容の要点が簡潔に記録されます。期日において審判長が読み上げた内容と表現が異なることがあります。

オンラインによる口頭審理が行われた場合には、その旨及びオンライン出頭者の通話先の場所（例えば、「○○県○○市の自宅」のように記載し、番地は記載しません。）が調書に記載されるとともに、「出頭した当事者等」の欄に

オンライン出頭者の氏名等も記載されます。当事者の関係者に限定したオンライン配信（第２章Ⅵ．６．参照）が行われた場合には、その旨が調書に記載されます。

(3) 口頭審理において記録すべき事項については、審判長は、出頭者の確認のためにそれを復唱し、審判書記官に対して調書をとるように指示します。出頭者が陳述した内容が長文にわたるもので、その内容が複雑であるか、又は不明瞭となるときは、審判長は、後日書面で提出するように指示することがあります。

(4) 調書作成後、両当事者等に調書の写しが電子メール等で送付されます（証拠調べ調書、録音テープ等を引用した調書は除く）。

９．通信障害等への対応（オンラインによる口頭審理の場合）

通信障害等により映像又は音声の送受信に支障が生じた場合でも、例えば以下の場合には、審判長は両当事者等の意見を聴いて、口頭審理を続行することがあります。なお、通信障害等が生じた際の対応内容は、口頭審理調書に記録されます。

① 一当事者等のうち、代理人が審判廷に出頭し、残りの者がオンライン出頭している場合において、通信障害等が発生したが、審判廷に出頭している代理人により手続の続行が可能なとき

② 一当事者等が複数の場所からオンライン出頭している場合において、そのうちの一部の場所との関係で通信障害等が発生したが、他の場所からオンライン出頭している代理人により手続の続行が可能なとき

通信障害等で口頭審理の続行が困難となった場合は、審判長は、その旨及びそれまでの審理の内容を口頭審理調書に記録することとして、口頭審理を終了します。調書作成後、両当事者等に調書の写しが電子メール等で送付されます（証拠調べ調書、録音テープ等を引用した調書は除く）。

口頭審理を終了した場合、審判長は、通信障害等の解消の見込みや両当事者等の意見等を考慮して、オンラインによる口頭審理の期日を再設定するか、オンラインによらない口頭審理の期日を再設定するかを判断します。口頭審理を終了するまでに両当事者等の主張立証が尽くされており、両当事者等の意見等も踏まえ、口頭審理の期日を再設定する必要がないと審判長が認めたときは、以後の審理が書面審理で行われる場合もあります。

Ⅵ. オンラインによる口頭審理が行われる場合の留意事項

１．通信設備について

・ オンラインによる口頭審理は、ウェブ会議システム（Microsoft Teams又はCisco Webex Meetings等）を用いて実施します。オンライン出頭する場合には、当事者等側で上記ウェブ会議システムに対応可能な通信設備が必要となります。
・ 一当事者等側の複数の者がそれぞれ異なる場所からオンライン出頭することも可能ですが、システムの制約や審理指揮等の観点から、審判長の判断でオンライン出頭者の人数や通話場所の数を制限することがあります。
・ オンライン出頭者の通話先の場所の状況が、円滑な審理の進行を妨げるおそれがないことを確認しながら口頭審理は進行しますので、ウェブ会議システムの機能を用いたオンライン出頭者の背景映像の変更（背景をぼやかす等）は行えません（オンライン配信が認められた者（下記６．参照）についても同様です）。

２．オンライン出頭について

・ オンライン出頭する場合、「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすること」が必要ですので、映像のみ（マイク無し）又は音声のみ（カメラ無し）の出頭は認められません。審判長から指示があった場合や、円滑な審理の進行のために審判長が必要と認めた場合には、オンライン出頭者は、一時的に自身のマイクをオフ（映像のみ）にすることが可能です。
・ 証拠の原本や現物を確認することを合議体が必要とする場合又は当事者等が希望する場合には、審判廷への出頭が必要となります。この場合、審判長は、当事者等のうちの一部の者のみが現実に審判廷に出頭し、残りの者がオンライン出頭することを認めることができます。
・ 審判長は、当事者等の国内所在地が遠隔又は交通不便の地にあるか否かに関わらず、オンライン出頭を認めることができます。

３．録音等の禁止

・ オンライン出頭者又はオンライン配信が認められた者（下記６．参照）についても、審判長の許可を得ない限り、写真の撮影、速記、録音、録画又は放送をすることは禁止[8]されています（特施規§54）。
・ オンライン出頭者又はオンライン配信が認められた者の妨害行為等により審理の進行に支障が生じた場合、審判長は当該妨害行為等を行った出頭者等の通信を遮断することがあります。また、通信が遮断された場合は、その旨が口頭審

[8] インターネット回線等を通じての配信や転送をすることも禁止します。

理調書に記録されます。

４．営業秘密等を含む場合

・ 口頭審理を非公開で行う場合において、オンライン出頭を認めるか否かについては、両当事者等の意見等も踏まえ、審判長が判断します。
・ オンラインによる口頭審理の期日の決定後に口頭審理を非公開で行う必要が生じ、審判長がオンライン出頭を認めないと判断した場合には、両当事者等の意見を聞いた上で、期日の再調整を依頼することがあります。

５．オンラインによる証人尋問

・ 証人尋問は、原則として証人が審判廷に出頭して行うか、巡回審判に出頭して行うこととしますが、審判長の判断により、オンラインで実施することもあります（特§151において準用する特§145⑥⑦及び民訴§204）。

６．当事者の関係者に限定したオンライン配信

・ 一方当事者が、当該当事者の関係者（例えば、当事者（法人）の従業者、当事者（法人）の関連会社の従業者、当事者（外国法人）の日本法人における従業者等）に限定しての口頭審理のオンライン配信を希望した場合には、全ての当事者等の同意を条件として、審判長は、当該関係者に対するオンライン配信を認めることがあります。ただし、オンライン出頭及びオンライン配信の希望人数が多数であった場合や、配信先において第三者の出入りがある場合など、口頭審理の準備や進行に支障があると審判長が判断した際には、オンライン配信は認められません。
・ オンライン配信にあたっての注意事項（録音・録画等の禁止、配信先において第三者の出入りがない、口頭審理中の発言等は認められない点等）が守られない場合には、審判長はオンライン配信を中止することがあります。
・ オンライン出頭者とオンライン配信の被配信者とが、同じ画面に映った状態（同じ通話先の場所で同じ通信設備を用いた状態）でウェブ会議システムに接続することは、審理の公平性及び審理の円滑な進行の観点から認められません。
・ 被配信者は、出頭者ではないため、省令要件等の事前確認（第２章Ⅳ．３．(2)参照）は実施しません。被配信者は、ウェブ会議システムに接続可能か事前にテストを行いたい場合は、審判書記官に連絡してください。
・ オンライン配信において通信障害等が発生した場合は、被配信者は口頭審理中の発言等は認められない者であり、配信が行われなくても審理の進行に影響はないことから、口頭審理の期日における手続は続行されます。

７．日本国内に住所又は居所を有しない当事者等の扱い

・ 日本国内に住所又は居所を有しない者（在外者）は、特許管理人によらなければ手続をすることができないため（特§8）、オンライン出頭は認められません。

Ⅶ. 口頭審理の実体部分の進め方の例

以下、ケースごとに口頭審理実体部分の進め方を例示します。

【多量な主張、証拠】

要件事実と各証拠の関係の説明が求められます。多くの場合は、事前に要件事実ごとに証拠を分類した説明資料等（証拠説明書）の提出が求められ、その際に不必要な主張、証拠についての撤回の検討が要請されることもあります。

なお、証拠の記載だけでは主張されている技術内容の把握が困難なときや、微妙な判断を必要とするときには、その証拠について、提出者に説明が求められることもあります。このような場合には、事件の早期段階に証拠の説明を求める口頭審理を行い、相手方には後日反論の機会が与えられます。

【書証】 審判便覧34

無効審判で申し立てられる書証については、原則、原本を提出しなければなりません。

カタログ、設計図、社内文書等については、その写しが提出されているときには当事者等に原本の持参が求められ、原本が確認されます。口頭審理が行われるときには、その場を利用して原本が確認されます（特許文献、一般の刊行物（よく知られた定期刊行物、一般的な図書）は、当事者等に特段の争いがない限り原本の確認は通常行われません）。

【証拠調べ（証人尋問・検証）】 審判便覧35

申請された証拠調べによって何を立証しようとするのかを明確にするために、証拠調べの前に口頭審理が行われることがあります。多くの場合は、同日に行われます。

証拠調べの後に引き続き口頭審理が行われる場合には、証拠調べにより明らかになった事実に対する反論意見を求められることがあります。当事者等が十分な検討をするための時間を要し、当事者等が後日再度意見を述べる機会を求めるときは、必要に応じて当該機会が与えられますが、上記口頭審理の場においても主張が可能な見解については、積極的に主張してください。証拠調べの結果、さらに訂正の機会を与える必要が生じているときには、口頭審理の最後に訂正の機会が与えられることもあります。

証人尋問、検証が申請されている事件では、それらの証拠調べのみで立証が可能であるか否かが検討され、証拠の補充や在廷での追加の証人尋問等の可能性が事前に打診されることがあります。

証人等の証拠調べを伴う事件では、被請求人に答弁の指示を行わないまま無効

審判請求書を送付するとともに、証拠調べを行った後の口頭審理期日に期間を指定して答弁書の提出を求める旨が告知されることもあります。

【相違点が周知であるとの主張】

請求人が周知であるとして、特段の証拠を示さずに主張をすることがあります。この場合には、必要に応じてその主張を裏付ける証拠の提出を、合議体から促されます（通常、口頭審理の前に提出するように指示されます[9]）。

被請求人に対しては、周知であることを争うのか、周知であることを認めるときにはどの点が容易ではないとして争うのか等が質問されます。

【合議体が当事者等の主張と異なる認定をする場合】

当事者等が主張する引用発明の認定又は容易性の論理展開とは異なる認定又は論理展開により、特許を無効とすべきとの心証を合議体が有しているときには、口頭審理期日に、当事者等に合議体の認定又は論理展開についての意見が求められることがあります。このときには、被請求人はもとより請求人側も、積極的に意見を陳述することが必要です。特に請求人が、自己の論理展開や認定が適切であると考えるときには、その旨を主張することが重要です。

【複数の理由のうちの一部に明らかに採用できない理由を含む場合】

明らかに採用できないと合議体が判断する理由については、事前にその心証を伝え、口頭審理で、その心証に対しての意見を陳述することが求められ、同時に主張の撤回についての検討が依頼されます。

[9] 審理事項通知書において通知されることが多い。

Ⅷ．事例集

以下の事例は、当事者等の主張・立証が不明確又は不十分なときや、十分に整理されていないとき等について、審判長がどのように主張・立証を整理し、明確になるように口頭審理を進めるかについての事例として掲載したものです。

１．特許無効審判における審尋の事例

［１］無効理由の確認

審判長　　まず、無効理由の確認をしますが、これからの議論の中で、構成要件の分説については、令和××年××月××日付け審判事件答弁書の第３頁のＡからＤを採用して話を進めます。

１番目は、３６条についてですが、一つ目は、特許請求の範囲において、○○○素子の構成が不明というふうに理解してよいですか。すなわち、「○○○を持続させるための○○○素子」では、発明の構成の特定として不十分であると、そのように理解してよいですか。

３６条の二つ目は、当業者が容易に発明を実施するには、○○○条件や、○○○値の具体的範囲が十分に記載されていないといけないと理解してよいですか。

三つ目がよくわからないのですが、一つ目とどう違うのですか。

次に２番目ですが、２９条第２項で、甲第１号証を主たる証拠、甲２号証から甲第４号証を従たる証拠として、甲第１号証の発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたというものですね。

［２］当事者等の主張の整理

審判長　　請求人の主張は、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄという主張ですね。これらのうちのＢは、・・・ですから、通常はそのような結論とはならず、×××のように合議体は考えますので、それについての見解を後ほどお聞きいたします。

また、Ｃの主張の根拠は、甲第４～６号証と甲第８号証にあるようにも思えますが、それぞれの証拠は、Ｃの主張のどの部分を立証するものなのでしょうか？

これに対する被請求人の反論ですが、Ｅ、Ｆ、Ｇ、Ｈですね。これらのうち、Ｅの主張と明細書の記載との関係はどうなっていますか。

また、Ｇの主張は、甲第９号証の頒布を争っていますが、陳述要領

書に添付された甲第２０号証を見ても、まだ争われますか。また、請求人には、甲第２０号証以外にも、立証の用意はありますか。

：

：

審判長　まず、請求人の主張は、Ａ～Ｄでよろしいですか。補足があればしてください。

請求人　それで結構です。追加することはありません。なお、Ｂの主張は、本件発明を・・・・と合議体が把握されるので、先ほど審判長が指摘するようになるのでしょうが、本件明細書からは……としか把握できません。

審判長　Ｂについては、いま補充して説明がありましたが、明細書の＊＊＊＊は、・・・・という解釈が通常なのではないですか？

請求人　本件の技術分野では、そのように限定された解釈をすることはありません。

審判長　これについて、被請求人はどう考えますか？

被請求人　本件分野でも、＊＊＊＊は、・・・・という解釈を行うことが通常です。

審判長　Ｂの点について、事前に釈明を求める旨をお伝えしておりましたが、請求人は、Ｂの主張の根拠となる客観的証拠を何等追加しておりません。それでも継続して主張されますか？

請求人　主張は撤回いたしません。

審判長　そうであれば、今まで言われていること以外に、Ｂの主張の論理構成はありますか？

請求人　それはありません。

審判長　そうすると、合議体は、・・・・を判断すればよいですね。

：

：

被請求人　Ｇの主張は撤回いたします。

審判長　それでは、これに関連して請求人が提出している甲第２０号証は撤回ということでよろしいですか、請求人いかがですか？

請求人　甲第２０号証は撤回いたします。

審判長　被請求人も甲第２０号証の撤回に同意でよろしいですね。

被請求人　はい。

：

：

審判長　今までのことを整理しますと、

～～～～～～

～～～～～～

ですね。

［３］争点の限定

審判長　　本件発明の特許請求の範囲の分説については、審判請求書第２頁１７行目～第３頁１１行目に記載のものを用いて、議論を進めます。

それでは、まず、本件特許発明と甲第１号証との対比です。本件特許発明の構成要件のうち、ａ、ｂ、ｆについては甲第１号証に記載されているという点については、被請求人も認めるということでよろしいですね。答弁書第５頁の下から４行目には「概ね同様の構成が開示されている」とあるので、争うべき相違点はないということでよろしいですか？

では、続いて相違点についてです。
まず、構成要件ｃについて、本件特許は、熱転写方式による絵付けであり、甲第１号証とは異なるという点に関し、被請求人の主張は、これによって陳述要領書の第４頁２行目以下の△△△という効果があり、これは格別の効果である、という主張ですね。これに対して、請求人の主張は、○○○手段として×××方式は公知である。これを□□□に適用することは容易である、ということですね。
この点について、構成の容易性と効果の容易性に分けて考えたいと思いますが、被請求人は、構成の容易性についてはどう考えますか。
審判請求人は、これが格別の効果であるという被請求人の主張について、いかがですか。

次に、先に構成要件ｅについて、この構成が甲第４号証に記載されているという点です。答弁書でははっきり主張されていないのですが、合議体は、この点については、甲第４号証に記載されており、これを甲第１号証に組み合わせることは容易であると考えますが、この点について争いますか。

では最後に、構成要件ｄですが、○○○の点、これは当たり前の構成ですよね。問題は、回転ドラムが円形キャップ状に形成されて、円盤状の蓋部を有するという構成ですが、審判請求人の主張は、この構成が甲第５号証の第３図に記載されている。これを甲第１号証の図柄筒に適用することは容易であるというものですね。一方、被

請求人の主張は、甲第５号証にはこの構成は記載されていない、ということですね。請求人は、弁駁書でこの点について反論していないのですが、この点についても争いますか。

そうすると、審判請求人の主張は、回転ドラムが円形キャップ状に形成されて、円盤状の蓋部を有するという構成は、甲第５号証の第３図に記載されている。これを甲第１号証の図柄筒に適用することに構成上困難性はない。そして、この構成により顕著な効果もない、というものであって、これ以外の理由は主張しないということでよろしいですか。
では、回転ドラムが円形キャップ状に形成されて、円盤状の蓋部を有するという構成が、甲第５号証の第３図から読みとれるか否か、この点が一番重要な争点であり、そこを合議体は判断するということでよろしいですね。
では、調書をとります。請求人は「１．構成要件ｄに対して、回転ドラムが円形キャップ状に形成されて、円盤状の蓋部を有するという構成は、甲第５号証の第３図に記載されている。これを甲第１号証の図柄筒に適用することに構成上困難性はない。そして、この構成によって顕著な効果もない。というものであって、これ以外の理由は主張しない。」でよろしいですね。
被請求人は「１．構成要件ｅの構成が甲第４号証に記載されているという点、及びこれを甲第１号証に組み合わせることは容易であるという点、これらについては争わない。２．甲第５号証には、令和××年××月××日付け提出の答弁書で主張したほか、蓋部が遮光機能を有するという記載もない旨主張する。」でよろしいですね。

［４］証明事項の確認
＜事例＞
・・・・なる発明が公然実施されたことを示すことを目的として、Ａ社が、令和××年××月××日に製品ａをＢに納品したことを立証するために、
・製品ａの構成を甲第１号証「設計図面」及び甲第５号証「仕様書」及び証人設計者により立証する。
・納品日時を甲第２号証「納品書」、甲第３号証「請求書」により立証する。
納品が、公然実施に当たることを示すことを目的として、
・甲第４号証「契約書」により、製品ａに係る取引に特段の守秘義務が伴うものではないことを立証する。
この取引に係る守秘義務の取扱いについて、営業担当を証人として申請し、

在廷させている。

＜審尋＞

審判長　甲第１０号証は、何かを立証するためのものではなく、本件発明と甲第１号証の記載とを対比するための説明資料ですね。そうであれば、参考資料としてはいかがですか

また、被請求人は、製品ａの取引が公然実施には当たらないとして争うのですか？被請求人が特段争わないのであれば、被請求人による証人営業担当の証拠調べの申請は必要ないですね。

：

：

審判長　甲第１０号証によって、請求人は何を立証するのですか？

請求人　被請求人の製品は本件発明と・・・の構成が異なっていることを立証するものです。

審判長　製品はそうだとしても、本件発明は、・・・と特定されるものですが、どのように考えますか。

請求人　しかし、製品ではそうしてはいないのですから、その構成はどちらでもいいと思うのです。すなわち、その点は設計上の事項になるのではないかと考えます。

審判長　・・・請求人のその主張ですと、甲第１０号証により、・・・が設計上の事項に属することを立証することになりますが、設計上の事項に属することを立証するのにこれが最適な証拠とは思えません。言い換えますと、合議体は、甲第１０号証のみで設計上の事項に属するか否かを判断すればよいのですか？

請求人　甲第１０号証を撤回し、新たに・・・に関する技術水準を示すための文献を提出いたします。

［５］証拠が十分でない場合

審判長　・・・が甲第１１号証に記載されているとは、合議体は考えられないのですが、請求人はいかがですか？

請求人　甲第１１号証の第３頁に書いてあります。

審判長　これは、文字面はそうですが、言わんとする技術思想は＊＊＊と理解できます。この証拠では、・・・が開示されているとは考え難くありませんか。・・・と甲第１１号証の「・・・・」との対比で判断するのであれば、これ以上の議論も必要はないと思いませんか。

請求人　・・・を公知とする他の証拠を新たに提出いたします。＊日程度待っていただけないですか

審判長　そのような新たな証拠があるとしても、本件の請求の理由の要旨を

変更するものとなりますので、それならば、本件を取下げられて、新たな審判請求とされてはいかがですか？
この事件においては、合議体は、・・・と甲第１１号証の「・・・・」との対比で判断すればよいのですね？

［６］引用例に記載された発明の認定

審判長　甲第１号証の第３図には、本件発明が記載されていないとする被請求人の主張がありますが、図面には線が引いてあるのですから、被請求人は何が書いてない、または、何までは書いてあるというのですか？

被請求人　・・・・は、把握できますが、本件でいう＊＊＊＊を開示するものではありません。

審判長　そうしますと、甲第１号証の第３図には、請求人は、・・・・と、＊＊＊＊とが記載されていると主張し、被請求人は、・・・・が記載されていることは認めるということですね。この点は、調書に記載いたします。よろしいですか。

［７］合議体が当事者等の主張と異なる認定をする場合

審判長　本件特許発明と甲第１号証記載の発明との対比の部分ですが、審判請求人は、本件特許発明の発光色が異なる二つ以上の発光源のそれぞれが、甲第１号証のＬＥＤ１６～１８に対応するとしているのですが、甲第１号証のＬＥＤ１６～１８が一つの発光色の発光源、ＬＥＤ１９が他の発光色の発光源に対応すると認定することはできませんか？
本件特許発明の実施例では、変更表示色としての蛍光灯５１ｂ及び常時表示色としての蛍光灯５１ａの組合わせが、発光色の異なる二つの発光源として記載されていますが、そうすると、常時点灯している甲第１号証に記載のＬＥＤ１９が、本件特許発明の実施例の「常時表示色としての蛍光灯５１ａ」に、○○に応じて点滅する甲第１号証記載のＬＥＤ１６～１８が本件特許発明の実施例の「変更表示色としての蛍光灯５１ｂ」に相当するというふうにも考えられるのです。

では、このように認定したとき、これに対して被請求人には意見がありますか。訂正をする必要性はありますか。

［８］証人尋問がある場合

審判長　証人Ａにより請求人が立証したい事項は、製品Ｔｘｘは、甲第１号

証の図面の構成を有していたということと、その製造時期ですね。

請求人　はい。それと販売の時期も、です。

審判長　販売の時期は、甲第４、５号証によるのではないですか？

請求人　甲第４、５号証に記載されているＴｘｘと証人Ａが設計したＴｘｘとが同じものか否かを立証したいのです。

審判長　請求人の言う趣旨は理解いたしました。それが立証されるのかどうかはこの後の話ですが、請求人の言う趣旨は、被請求人もおわかりですね？

被請求人　はい。

審判長　主尋問４５分、反対尋問１５分程度で行えますか？

請求人　はい、結構です。

被請求人　製品Ｔｘｘは、本件特許発明と構成がかなり異なり、作用効果もかなり違うものですから、その辺についてもう少し時間がかかるかと思います。

審判長　製品Ｔｘｘの構成が甲第１号証の図面と同じか否かを証人により立証しようとしているということですよね。特許発明との構成の差異については、その後の口頭審理の場で主張なされればよいことでしょう。先ずは製品Ｔｘｘの構成が甲第１号証の図面のとおりであることが立証されるか否か、その点についての反対尋問です。

被請求人　そうであれば、その程度の時間で行えると思います。

［９］本件特許発明の認定について

審判長　被請求人にお聞きしますが、本件発明の「冷却」とは、強制冷却の他に、自然冷却も含むと解するものと認められますが、その理解でよろしいですか。

２．商標不使用取消審判における審尋の事例

＜事例＞

被請求人が、本件商標の使用の事実を証明するために、

・被請求人が納入したカタログに、「〇〇〇〇〇〇」の文字（図形）が記載されていたことを乙第１号証「カタログ」及び乙第２号証「雑誌」により立証しようとしている。

・乙第１号証のカタログが令和××年××月××日に顧客に納品され、同じ頃に顧客を通して第三者に頒布されたことを、乙第３号証「納品伝票」並びに乙第４号証及び乙第５号証「陳述書」より立証しようとしている。

［１］当事者等の主張の確認

審判長　　本件商標について、答弁書では、「美容液」及び「パック」についての使用との主張でしたが、口頭審理陳述要領書では、「パウダー洗顔料」に商標が使用されていることが明確に判明すると主張されています。商標が使用されていることを証明する商品は「パウダー洗顔料」ということでよろしいですね。

被請求人　　はい、結構です。

審判長　　これに対して、請求人は、弁駁書において、本件商標の使用の事実を争うとともに、仮に当該使用の事実が認められるとしても、それは本件商標と社会通念上同一の商標ではないと主張しているものと理解しています。よろしいですね。

請求人　　はい、結構です。

［２］原本の確認

審判長　　被請求人は、答弁書において、本件商標の使用の事実を示す証拠として、乙第１号証から乙第５号証を提出しています。このうち、乙第１号証は、〇〇〇〇〇〇の文字（図形）が記載されたカタログですが、被請求人は、本日、乙第１号証の原本を持参していますか。

被請求人　　原本の持参を失念しておりました。

審判長　　請求人が既に提出している写しを原本として提出する扱いでよいということであれば、そのように扱うことは可能ですが、どのようにしますか。

被請求人　　はい、写しを原本として提出する扱いで結構です。

［３］証拠の整理

審判長　　被請求人は、乙第１号証とは別に、乙第２号証として、〇〇〇〇〇〇の文字（図形）が記載された雑誌を提出しています。しかし、この雑誌の発行日は、本件審判の請求の予告登録日である令和××年××月××日より後の令和××年××月××日ですから、本件商標の使用の事実を示す証拠としては認められません。

［４］争点の整理

審判長　　当合議体としては、本件の争点は、第１に、乙第１号証のカタログの第三者への頒布の事実の有無、第２に、乙第１号証が第三者に頒布されているとした場合に、「〇〇〇〇〇〇」の文字（図形）と本件商標が社会通念上同一であるかどうか、の二点であると考えておりますが、それでよろしいですか？

請求人　　口頭審理陳述要領書において、仮に被請求人による使用の事実が認められる場合であっても、それは本件審判の請求が行われることを

被請求人が知った後のものであることを主張しておりますので、そちらを争点に加えていただけないですか。

審判長　それでは、この点を争点として加えます。

［５］証拠の記載についての確認

審判長　乙第３号証から乙第５号証は、被請求人の作成による納品伝票などですが、被請求人は、乙第３号証から乙第５号証により何を証明しようとするのでしょうか。

被請求人　はい、乙第３号証は、被請求人が顧客に商品を納入した際の納品伝票ですが、あわせて被請求人のカタログを納入したことが記載されています。これにより、令和××年××月××日頃、当該顧客を通してカタログが第三者に頒布されたことを証明しようとするものです。また、乙第４号証及び乙第５号証は、その顧客の担当者に聞き取りをした結果を記載した陳述書であり、当該担当者が実際に令和××年××月××日頃に被請求人作成のカタログを受領していたことを証明しようとするものです。

審判長　確かに、乙第３号証には、「カタログ」の項目がありますが、このカタログが乙第１号証のカタログと同一であることを示す記載は乙第３号証にありますか。また、乙第４号証及び第５号証で受領されたとされるカタログが乙第１号証と同一である理由は何ですか。

被請求人　・・・であり、乙第３号証でのカタログは、乙第１号証のカタログと同一であることは明らかです。また、乙第４号証及び第５号証のカタログは、・・・であり、乙第１号証のカタログと同一であることは明らかです。

審判長　請求人は、今の被請求人の主張に対して、何か反論がございますか。

請求人　はい、被請求人は・・・と主張しますが、・・・・ですから、そのような主張には理由がありません。

３．調書の記載例

［１］当事者等が陳述した内容が長文にわたるもので、その内容が複雑であるか、又は不明瞭となるとき等であって、審判長が後日書面で提出するように指示する場合

請求人

・審判請求書第３～６頁記載の主張(1)～(3)を整理した書面を、上申書（正本１通、副本○通）として、令和○年○月○日までに提出する。

被請求人

・令和○年○月○日付け審判事件答弁書第２頁記載の主張を裏付ける書証を添

付した上申書（正本１通、副本〇通）を令和〇年〇月〇日までに提出する。

被請求人

・請求人の甲第５号証に基づく容易性の主張に対する反論は、令和〇年〇月〇日までに答弁書（正本１通、副本〇通）として提出する。

［２］主張の撤回

請求人

・審判請求書の××頁〇行から××頁〇行の主張を撤回する。

請求人

・審判請求書で主張した本件特許発明の特許が特許法第３６条第４項第１号に規定する要件を満たしていない特許出願に対して行われたという主張は撤回する。

［３］主張の明確化

請求人

・審判請求書及び令和〇〇年〇〇月〇〇日付け審判事件弁駁書における請求項１に係る発明の新規性に関する主張中「〇〇〇」とは「△△△」ということである。

・請求項１に係る発明の新規性に関する主張は、審判請求書の第〇〇頁の項目ｉ）と第△△頁の項目ｉｉ）の、それぞれ独立した二つである。

・請求項１に係る発明の進歩性に関する主張は、「□□□」と「◇◇◇」のそれぞれ独立した二つの理由である。

［４］提出書類の記載事項の訂正

請求人

・審判請求書第〇頁第〇～〇行及び第〇頁第〇～〇行の「特許法第３６条第６項」は、「特許法第３６条第６項第２号」と訂正する。

［５］無効理由の通知（弁駁書の主張を援用）

審判長

被請求人に対して、次の理由により無効理由を通知する。

これに対して意見があれば、令和〇〇年〇〇月〇〇日までに意見書の正本１通及び副本〇通を特許庁に提出するとともに電子メール等により請求人に送付すること。

なお、請求項２に係る訂正の新規事項についての主張もあわせて行うこと。

理　　由

請求項１ないし３に係る発明は、審判請求書に提示された甲第１から６号証に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明することができたものである。

詳細は、令和○○年○○月○○日付け審判事件弁駁書第○頁第○行から第○頁第○行のとおりである。

［６］記載不備の主張に対する審尋の結果

審判長

１　明細書・・に「□□□□」と、・・に「△△△△」との記載があり、これらは、何れも本件発明の構成ｘに係る記載であり、また、構成ｘについて、この記載と相反する記載はないことは、請求人、被請求人の間に争いはない。

２　被請求人は、「□□□□」との記載により、構成ｘは＊＊＊であることが明らかであり、「△△△△」との記載から、＊＊＊のうち、・・・との作用を奏する範囲で用いることを明細書は記載していると主張する。

３　請求人は、上記１の記載があっても、記載は不備であると主張する。

請求人の主張は、構成ｘは・・・の作用を奏することがあり得ないことを立証する趣旨ではなく、構成ｘにより、何故・・・との作用が奏せられるのか不明であるから、記載が不備であるというものである。

［７］争点を限定した例

本件発明の特許請求の範囲の分説については、審判請求書第○頁第○行から第○頁第○行に記載のものを用いる。（注：分説した請求項の記載を別紙として調書に添付してもよい。）

請求人

１．構成要件ｄに対して、回転ドラムが円形キャップ状に形成されて、円盤状の蓋部を有するという構成は、甲第５号証の第３図に記載されている。これを甲第１号証の図柄筒に適用することに構成上困難性はない。そして、この構成によって顕著な効果もない。これ以外の理由は主張しない。

被請求人

１．構成要件ｅの構成が甲第４号証に記載されている点、及びこれを甲第１号証に組み合わせることは容易である点については争わない。

２．甲第５号証には、令和○○年○○月○○日付け審判事件答弁書で主張したほか、蓋部が遮光機能を有する記載はない。

［８］被請求人が審決の予告を希望しないとの申出をした場合

被請求人

・以後の審理において、審決の予告を希望しない。

［９］口頭審理を終了する際の、審判長による本件の審理は今後書面審理とする旨の告知

審判長

・本件審理は、以後書面審理とする。

［１０］審判長による、本件の審理を終結する旨の告知

審判長

・本件の審理を終結する。

審判長

・本件は、審決をするのに熟した。以後、審決の予告をするか又は審理終結後に審決をする。

様式（記載例）

［様式1］　期日請書

期　日　請　書

令和____年____月____日

特 許 庁 審 判 長　殿

請 求 人 代 理 人　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

被請求人代理人　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

請求人　　○○○○○
被請求人　○○○○○

上記当事者間の無効２０○○－８００○○○
特許第○○○○○○○○号の無効審判事件について
令和____年____月____日（__）午前・午後____時の特許庁審判廷での
口頭審理の期日を請けました。

（注）簡易な呼出し、口頭で期日を通知されたとき等に用いる。

［様式２］　口頭審理期日呼出状

口頭審理期日呼出状

審判請求の番号　　無効２０○○－８００○○○
（特許の番号）　　（特許第○○○○○○○号）
起案日　　令和○○年○○月○○日
審判長　特許庁審判官　　○○　○○
請求人代理人弁理士　　○○　○○　様

審判請求人　　○○　○○
審判被請求人　　○○　○○

この審判事件について、口頭審理期日を令和○○年○○月○○日（○）午後○時○○分に指定しましたので、当日特許庁審判廷（特許庁１６階）に出頭してください。

なお、呼び出しを受けた者が、正当な理由がないにもかかわらず出頭しないときは、１０万円以下の過料に処せられることがあります。

（備考）

この呼出状に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。

審判課特許侵害業務室　○○　○○
電話03（3581）1101　内線5801

［様式3］　審理事項通知書

審理事項通知書

令和○年○月○日
特 許 庁 審 判 長

審判請求の番号　　無効２０○○－８００○○○
（特許の番号）　　（特許第○○○○○○○号）
請求人　　○○○○様
代理人弁理士　　○○○○様

令和○年○月○日に行う口頭審理における審理事項をお知らせします。

口頭審理陳述要領書を提出する際には、下記の点を踏まえて作成し、期日の○週間前までに特許庁出願窓口に提出又は送付してください。また、それと同日に当該口頭審理陳述要領書を、担当審判書記官の指示に従い、担当審判書記官及び相手方へ電子メール等で送付してください。

記

この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。
審判部第○部門　審判官　○○○○
電話03(3581)1101 内線○○○○

［様式４］　省令要件等の事前確認記録の例

省令要件等の事前確認記録
（通信設備及び通話先の場所等の確認）

審判番号　無効　20XX　－　800XXX

１．確認日時等

確認日	令和3年10月1日
確認時刻	10時00分～11時00分
審判長	○○○○
審判官	なし
審判官	なし
審判書記官	○○○○

２．オンライン出頭希望者（通話先の場所の代表）

氏名	○○○○
事件との関係	請求人側
	代理人弁理士
通話先の場所	○○県○○市○○特許事務所の会議室
ＰＣ設定等を行う技術スタッフの同席	なし
期日前における省令要件等の事前確認の省略の申出	なし

３．上記２．の者と同じ画面からオンライン出頭を希望する者
（通信設備及び通話先の場所が同一の者）

氏名	事件との関係（請求人側）	事前確認への参加
○○○○	会社代表者	

1/2

４．上記２．及び３．の者に関する確認結果

確認結果	確認項目（非充足の場合は７．備考に理由を記載）				予備の通信設備の確認
	出頭者要件	音声	映像	通話先の場所	
オンライン出頭を認めることとした	充足	充足	充足	充足	済

５．同じ当事者等において、口頭審理期日に審判廷に出頭する者
（上記２．及び３．以外の者も含む）

氏名	事件との関係
○○○○	代理人弁理士

※この省令要件等の事前確認の終了後に、参加者が、オンライン出頭を審判廷への出頭に変更したり、審判廷への出頭をオンライン出頭に変更したりすることは、原則として認められません。

６．確認結果に関する参加者の理解

参加者は審判長等による確認結果を	理解した

７．備考（対応事項等を記載）

・審判長又は審判書記官は、この省令要件等の事前確認の終了後に、上記確認結果と異なった取扱いをする場合は、その旨を電話等にて通知する。

・参加者は、この省令要件等の事前確認の終了後に、上記確認結果と異なった対応をする理由が生じた場合には、電話等によってその旨を述べる。

［様式５］　口頭審理陳述要領書　［請求人・申立人用］

口頭審理陳述要領書

令和____年____月____日

特許庁審判長_____殿

1.　事件の表示
　無効２０○○－８００○○○
2.　請求人
　住　　所
　氏　　名（名称）
3.　代理人
　住　　所
　　電　　話
　　ﾌｧｸｼﾐﾘ
　氏　　名
4.　被請求人
　住　　所
　氏　　名（名称）

上記審判事件に関し、令和　　年　　月　　日午前・午後　時期日の口頭審理において、請求人は陳述すべき要領を次のとおり準備します。

5.　陳述の要領

6.　証拠方法

7.　添付書類の目録
　口頭審理陳述要領書　　副本　○通

（注）「５.陳述の要領」に記載する事項についての規定は特にありません。

一例としては、①審理事項通知で指摘された事項についての回答、②請求の理由の補足、③被請求人の主張に対する反論、④撤回する理由、証拠等が挙げられます。

［様式６］　口頭審理陳述要領書　［被請求人・権利者用］

口頭審理陳述要領書

令和____年____月____日

特許庁審判長_____殿

1.　事件の表示
　無効２０○○－８００○○○
2.　被請求人
　住　　所
　氏　　名（名称）
3.　代理人
　住　　所
　　電　　話
　　ﾌｧｸｼﾐﾘ
　氏　　名
4.　請求人
　住　　所
　氏　　名（名称）

上記審判事件に関し、令和　　年　　月　　日午前・午後　時期日の口頭審理において、被請求人は陳述すべき要領を次のとおり準備します。

5.　陳述の要領

6.　証拠方法

7.　添付書類の目録
　口頭審理陳述要領書　　副本　○通

（注）「5.　陳述の要領」に記載する事項についての規定は特にありません。
一例としては、①審理事項通知で指摘された事項についての回答、②答弁の理由の補足、③請求人の主張に対する反論、④撤回する理由、証拠等が挙げられます。

［様式７］　口頭審理陳述要領書　［拒絶査定不服審判請求人用］

【書類名】　　口頭審理陳述要領書

【提出日】　　令和____年____月____日

【あて先】　　特許庁審判長_____殿

【審判事件の表示】
　　【審判番号】
　　【出願番号】

【審判請求人】
　　【識別番号】
　　【住所又は居所】
　　【氏名又は名称】
　　（【電話番号】）
　　（【ファクシミリ番号】）

【代理人】
　　【識別番号】
　　【住所又は居所】
　　【氏名又は名称】
　　（【電話番号】）
　　（【ファクシミリ番号】）

【陳述の要領】

【証拠方法】

【提出物件の目録】

（注）【陳述の要領】に記載する事項についての規定は特にありません。
　一例としては、①審理事項通知で指摘された事項についての回答、②請求の理由、意見書の補足、③審判官の見解に対する反論、④撤回する理由、証拠等が挙げられます。

［様式8］　委任状　［口頭審理出頭者用（請求人側）］

委　任　状

令和　年　月　日

私は、○○○○氏をもって代理人として下記事項を委任します。

記

1　特許第○○○○○○号（無効２０○○－８００○○○号）に関する無効審判の請求及びその取下げ

住所（居所）

氏名（名称）

［様式9］　委任状　［口頭審理出頭者用（被請求人側）］

委　任　状

令和　年　月　日

私は、○○○○氏をもって代理人として下記事項を委任します。

記

1　特許第○○○○○○号（無効２０○○－８００○○○号）及びこれに関する権利に関する手続並びにこれらの権利の放棄

住所（居所）

氏名（名称）

［様式１０］　口頭審理調書（オンライン出頭者なし）

第〇回口頭審理調書

審判番号	無効２０〇〇－８００〇〇〇	
期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分	
場所及び公開の有無	特許庁審判廷で公開	
審判長審判官		〇〇　〇〇
審判官		〇〇　〇〇
審判官		〇〇　〇〇
審判書記官		〇〇　〇〇
出頭した当事者等	請求人代理人弁理士	〇〇　〇〇
	請求人代理人弁理士	〇〇　〇〇
	被請求人代理人弁理士	〇〇　〇〇
	被請求人代理人弁理士	〇〇　〇〇

陳述の要領

請求人

１　請求の趣旨及び理由は、審判請求書及び令和〇〇年〇〇月〇〇日付け口頭審理陳述要領書に記載のとおり陳述。

２　令和〇〇年〇〇月〇〇日までに無効理由１の立証資料及び更なる主張があれば上申書（正本１通、副本〇通）として提出するとともに、電子メール等で特許庁及び被請求人へ送信する。

３　審判請求書第１５頁４行目記載の「６分」を「４分」と訂正する。

被請求人

１　答弁の趣旨及び理由は、令和〇〇年〇〇月〇〇日付け答弁書及び令和〇〇年〇〇月〇〇日付け口頭審理陳述要領書に記載のとおり陳述。

２　令和〇〇年〇〇月〇〇日付け上申書の実験成績証明書の断面積を算出した基となるデータを令和〇〇年〇〇月〇〇日までに上申書（正本１通、副本〇通）として提出するとともに、電子メール等で特許庁及び請求人へ送信する。

３　請求人主張の上記３の訂正を認める。

審判長

１　甲第〇号証～甲第〇号証、乙第〇号証～乙第〇号証について取り調べた。

２　本件審理は、以後書面審理とする。

以上

［様式１１］　口頭審理調書（オンライン出頭者あり）

第○回口頭審理調書

審判番号	無効２０○○－８００○○○	
期日	令和○○年○○月○○日午後○時○○分	
場所及び公開の有無	特許庁審判廷で公開	
審判長審判官		○○　○○
審判官		○○　○○
審判官		○○　○○
審判書記官		○○　○○
出頭した当事者等	請求人	○○　○○
	請求人代理人弁理士	○○　○○
	被請求人代理人弁護士	○○　○○
	被請求人代理人	○○　○○

本口頭審理は、特許法第１４５条第６項に規定する方法によって期日における手続を行った。

請求人○○は○○県○○市の自宅にて、請求人代理人弁理士○○は○○県○○市の○○特許事務所にて、被請求人代理人○○は○○県○○市の株式会社○○にて、同項に規定する方法によって同期日における手続に関与したため、同条第７項の規定により同期日に出頭したものとみなす。

陳述の要領

（様式１０と同様のため省略）

審判長

・・・（略）・・・

３　審判長は、請求人が通信中の音声を審判長の許可なく録音していたことから、審理進行の妨げとなっている旨を当該請求人に伝えたにもかかわらず、それが続行され、審理進行に支障が生じたため、当該請求人との通信を停止した。

以上

口頭審理の関係法令（抜粋）

１．特許法

（審判における審理の方式）

第百四十五条　特許無効審判及び延長登録無効審判は、口頭審理による。ただし、審判長は、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書面審理によるものとすることができる。

2　前項に規定する審判以外の審判は、書面審理による。ただし、審判長は、当事者の申立により又は職権で、口頭審理によるものとすることができる。

3　審判長は、第一項又は前項ただし書の規定により口頭審理による審判をするときは、その期日及び場所を定め、当事者及び参加人に対し、期日の呼出しを行わなければならない。

4　民事訴訟法第九十四条（期日の呼出し）の規定は、前項の期日の呼出しに準用する。

5　第一項又は第二項ただし書の規定による口頭審理は、公開して行う。ただし、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるときは、この限りでない。

6　審判長は、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、経済産業省令で定めるところにより、審判官及び審判書記官並びに当事者及び参加人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、第三項の期日における手続を行うことができる。

7　第三項の期日に出頭しないで前項の手続に関与した当事者及び参加人は、その期日に出頭したものとみなす。

第百四十六条　民事訴訟法第百五十四条（通訳人の立会い等）の規定は、審判に準用する。

（調書）

第百四十七条　第百四十五条第一項又は第二項ただし書の規定による口頭審理による審判については、審判書記官は、期日ごとに審理の要旨その他必要な事項を記載した調書を作成しなければならない。

2　審判書記官は、前項の調書の作成又は変更に関して審判長の命令を受けた場合において、その作成又は変更を正当でないと認めるときは、自己の意見を書き添えることができる。

3　民事訴訟法第百六十条第二項及び第三項（口頭弁論調書）の規定は、第一項の調書に準用する。

２．特許法施行規則

（口頭審理）
第五十一条　審判長は、口頭審理による審判をするときは、当事者に、陳述すべき事項の要領を記載した書面を提出させることができる。
2　前項の書面は、拒絶査定不服審判について提出する場合は様式第六十五の九により、それ以外の場合は様式第六十五の十により作成しなければならない。

（映像等の送受信による通話の方法による口頭審理）
第五十一条の二　審判長は、特許法第百四十五条第六項に規定する方法によつて同条第三項の期日における手続を行うときは、当該手続に必要な装置、通話先の場所その他当該手続の円滑な進行のために必要な事項を確認するものとする。
2　審判長は、前項の装置又は場所が相当でないと認めるときは、当事者又は参加人に対し、その変更を命ずることができる。
3　前項に規定するもののほか、審判長は、第一項の手続の円滑な進行のために必要な措置を講ずることができる。
4　第一項の手続を行つたときは、その旨及び通話先の場所を調書に記載しなければならない。

第五十二条　口頭審理においては、日本語を用いなければならない。

（口頭審理における審尋）
第五十二条の二　審判長は、口頭審理において、事件関係を明らかにするため、事実上及び法律上の事項に関し、当事者又は参加人に対して問いを発し、又は立証を促すことができる。
2　陪席審判官は、審判長に告げて、前項に規定する処置をすることができる。

（口頭審理における陳述の録音）
第五十三条　審判官は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、録音装置を使用して口頭審理における陳述の全部又は一部を録取させることができる。この場合において、審判官が相当と認めるときは、録音テープを反訳した調書を作成しなければならない。

（口頭審理における写真の撮影等の制限）
第五十四条　口頭審理における写真の撮影、速記、録音、録画又は放送は、審判長の許可を得なければすることができない。

（口頭審理調書の記載事項）
第五十五条　口頭審理の調書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
一　審判の番号
二　審判官及び審判書記官の氏名
三　出頭した当事者、代理人、参加人及び通訳人の氏名
四　審理の日時及び場所
五　審理を公開したこと又は公開しなかつたときはその旨及びその理由
六　当事者、代理人及び参加人の陳述の要領
七　審判長が記載を命じた事項及び当事者又は参加人の請求により記載を許した事項
八　その他の必要な事項
2　前項の調書には、審判書記官が記名押印し、審判長が認印しなければならない。
3　前項の場合において、審判長に支障があるときは、陪席審判官がその事由を付記して認印しなければならない。審判長及び陪席審判官に支障があるときは、審判書記官がその旨を記載すれば足りる。

（書面等の引用添付）
第五十六条　調書には、書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他審判官が適当と認めるものを引用し、審判の記録に添付して調書の一部とすることができる。